

砂利採取法に基づく行政処分の公表に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、砂利採取法（昭和43年法律第74号。以下「法」という。）に基づく行政処分の公表するに当たっての必要な事項を定め、もって、砂利採取事業者の意識の向上を図るとともに、砂利の採取に伴う災害を防止し、砂利採取事業の健全な発達を図ることを目的とする。

(公表の対象とする行政処分)

第2条 次に掲げる各号のいずれかの行政処分を行った場合は、当該行政処分について公表するものとする。

- (1) 法第12条第1項の規定に基づく登録の取消し又は事業停止の命令
- (2) 法第26条の規定に基づく認可の取消し又は砂利採取場における砂利の採取の停止の命令

2 次に掲げる各号のいずれかの行政処分を行った場合は、当該行政処分について公表することができる。

- (1) 法第22条の規定に基づく認可採取計画の変更命令
- (2) 法第23条第1項の規定に基づく砂利の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきこと又は砂利採取を停止すべきことを内容とする命令
- (3) 法第23条第2項の規定に基づく砂利の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきことを内容とする命令

(公表の方法)

第3条 前条の規定により公表を行う場合は、次の方法により行うこととする。

- (1) 報道機関への資料提供
- (2) 茨城県ホームページへの掲載。

なお、技術革新課が行政処分を行った場合は技術革新課ホームページに掲載し、各県民センター（日立商工労働センター含む）が行政処分を行った場合は技術革新課ホームページに加え各県民センターのホームページにも掲載する。

また、ホームページへの掲載期間は掲載日より2年以内とする。

(公表の時期)

第4条 公表は行政処分を行った後、概ね1週間以内に行うものとする。ただし、第2条第2項に規定する行政処分の公表であって、当該行政処分の名宛人が当該行政処分を履行しない場合の公表については、この限りではない。

(公表の内容)

第5条 公表の内容は次に掲げる各号のいずれかによる。ただし、ホームページに掲載する場合にあつては、内容を適宜、簡略化することができる。

- (1) 第2条第1項第1号に規定する行政処分を行った場合

事業者名（代表者名を含む。）、住所、処分年月日、行政処分の内容及び行政処分を行った理由

(2) 第2条第1項第2号に規定する行政処分を行った場合

事業者名（代表者名を含む。）、住所、採取場の所在地、処分年月日、行政処分の内容及び行政処分を行った理由

(3) 第2条第2項に規定する行政処分を行った場合

事業者名（代表者名を含む。）、住所、採取場の所在地、処分年月日、行政処分の内容、行政処分を行った理由及び命令を履行した場合はその旨

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。